

平成 29 年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した、平成 29 年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
養護者による虐待	相談・通報件数	534 件	545 件	491 件
	虐待判断件数	355 件	383 件	329 件
	被虐待者数	366 人	389 人	346 人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	26 件	23 件	26 件
	虐待判断件数	11 件	11 件	9 件
	被虐待者数	20 人	22 人	8 人

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町で受け付けた相談・通報件数は、534 件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は 355 件、被虐待者数 366 人でした。

(2) 相談・通報者

- 「介護支援専門員」が 241 人（45.1%）と最も多く、次いで「警察」が 60 人（11.2%）、「当該市町行政職員」が 44 人（8.2%）でした。

表 1 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明 (匿名含)	合計
H29年度	人	241	27	25	14	19	37	35	7	44	60	37	1	547
	割合	45.1%	5.1%	4.7%	2.6%	3.6%	6.9%	6.6%	1.3%	8.2%	11.2%	6.9%	0.2%	—
H28年度	人	251	35	31	10	19	32	46	12	52	48	27	1	564
	割合	46.1%	6.4%	5.7%	1.8%	3.5%	5.9%	8.4%	2.2%	9.5%	8.8%	5.0%	0.2%	—

(注) 割合は相談・通報件数に（H29：534 件、H28 年 545 件）に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が 216 人（59.0%）と最も多く、次いで「心理的虐待」が 133 人（36.3%）、「介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）」が 86 人（23.5%）、「経済的虐待」が 66 人（18.0%）でした。

表 2 虐待の種類・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29年度	人	216	86	133	1	66	502
	割合	59.0%	23.5%	36.3%	0.3%	18.0%	—
H28年度	人	262	98	148	2	50	560
	割合	67.4%	25.2%	38.0%	0.5%	12.9%	—

(注) 割合は被虐待者の総数（H29：366 人、H28：389 人）に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、もっとも深刻な「5 生命・身体・生活に関する重大な危険」に該当するのは 30 人 (8.2%) でした。

表 3 虐待の深刻度 (各市町の判断によるもの)

5 段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合 計
H29年度	人	30	16	128	61	131	366
	割合	8.2%	4.4%	35.0%	16.7%	35.8%	100.0%
H28年度	人	31	29	128	84	117	389
	割合	8.0%	7.5%	32.9%	21.6%	30.1%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H29 : 366 人、H28 : 389 人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が 271 人 (74.0%)、「男性」が 95 人 (26.0%) でした。
- 年齢階層別では、「80～84 歳」が 100 人 (27.3%) と最も多く、次いで「85～89 歳」が 77 人 (21.0%)、「75～79 歳」が 70 人 (19.1%) でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上の人は 225 人 (61.5%) でした。

表 4 被虐待者の性別

		男性	女性	合 計
H29年度	人	95	271	366
	割合	26.0%	74.0%	100.0%
H28年度	人	80	309	389
	割合	20.6%	79.4%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H29 : 366 人、H28 : 389 人) に対するもの。

表 5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合 計
H29年度	人	36	36	70	100	77	47	0	366
	割合	9.8%	9.8%	19.1%	27.3%	21.0%	12.8%	0.0%	100.0%
H28年度	人	36	57	65	92	80	58	1	389
	割合	9.3%	14.7%	16.7%	23.7%	20.6%	14.9%	0.3%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (H29 : 366 人、H28 : 389 人) に対するもの。

表 6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち 介護保険認定済み	うち認知症または 認知症疑い
H29年度	人	366	291	225
	割合	-	79.5%	61.5%
H28年度	人	389	302	218
	割合	-	77.6%	56.0%

(注) 割合は、被虐待者の数 (H29 : 366 人、H28 : 389 人) に対するもの。

(注) 「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数としています。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が156人(39.2%)と最も多く、次いで「夫」が76人(19.1%)、「娘」が65人(16.3%)、「妻」が35人(8.8%)、「息子の配偶者(嫁)」が26人(6.5%)の順でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
H29年度	人	76	35	156	65	26	1	9	10	20	0	398
	割合	19.1%	8.8%	39.2%	16.3%	6.5%	0.3%	2.3%	2.5%	5.0%	0.0%	100.0%
H28年度	人	99	30	130	77	34	2	7	14	12	2	407
	割合	24.3%	7.4%	31.9%	18.9%	8.4%	0.5%	1.7%	3.4%	2.9%	0.5%	100.0%

(注) 割合は、虐待者数の総数(H29:398人、H28:407人)に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 平成29年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、平成29年度中に新たに被虐待者と判断された人(366人)と平成29年度までに被虐待者と判断され引き続き対応が必要とされた人(314人)の合計680人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が144人(21.2%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が51人、「契約による介護保険サービスの利用」が33人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、412人(60.6%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が268人、「現行のケアプランの見直し」が155人でした。
- その他の124人(18.2%)は、「既に分離状態(別居、入院、入所等)にある」が66人、「対応を検討・調整中」が9人でした。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は、26件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は11件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が11人(42.3%)と最も多く、次いで「家族・親族」が7人(26.9%)、「地域包括支援センター職員」が4人(15.4%)でした。

表8 相談・通報者 (複数回答)

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
H29年度	人		7	11	3	3	1	1		4			1		2		33
	割合		26.9%	42.3%	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%		15.4%			3.8%		7.7%		-
H28年度	人		4	11	3	4							1		5		28
	割合		17.4%	47.8%	13.0%	17.4%							4.3%		21.7%		-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数(H29:26件、H28:23件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が5件（45.5%）と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が2件（18.2%）でした。

表9 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	H29年度		H28年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	5	45.5%	3	27.3%
介護老人保健施設	1	9.1%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	2	18.2%	0	0.0%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	2	18.2%
(介護付き)有料老人ホーム	0	0.0%	3	27.3%
小規模多機能型居宅介護等	1	9.1%	1	9.1%
短期入所施設	1	9.1%	0	0.0%
訪問介護等	1	9.1%	0	0.0%
通所介護等	0	0.0%	2	18.2%
合計	11	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は虐待のあった施設の総数 (H29:11件、H28:11件) に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「身体的虐待」が12件（60.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が10件（50.0%）でした。

表10 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
H29年度	人	12	1	10	3	0	26
	割合	60.0%	5.0%	50.0%	15.0%	0.0%	-
H28年度	人	10	1	11	6	0	28
	割合	45.5%	4.5%	50.0%	27.3%	0.0%	-

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、男性が8人（40.0%）、女性が12人（60.0%）でした。
- 年齢は、「85～89歳」が6人（30.0%）と最も多く、次いで「80～84歳」「90～94歳」がともに3人（15.0%）でした。

表11 被虐待者の性別

		男	女	合計
H29年度	人	8	12	20
	割合	40.0%	60.0%	100.0%
H28年度	人	7	15	22
	割合	31.8%	68.2%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

表12 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
H29年度	人	2	1	1	3	6	3	2	2	20
	割合	10.0%	5.0%	5.0%	15.0%	30.0%	15.0%	10.0%	10.0%	100.0%
H28年度	人	0	1	4	6	6	3	2	0	22
	割合	0.0%	4.5%	18.2%	27.3%	27.3%	13.6%	9.1%	0.0%	100.0%

(注) 割合は被虐待者の総数 (H29:20人、H28:22人) に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は「介護職（介護福祉士か不明）」が6人（33.3%）と最も多く、次いで「介護職（介護福祉士以外）」が5名（27.8%）でした。

表13 虐待者の職種

	H29年度		H28年度	
	人	割合	人	割合
管理職	1	5.6%	0	0.0%
介護職（介護福祉士）	4	22.2%	1	9.1%
介護職（介護福祉士以外）	5	27.8%	3	27.3%
介護職（介護福祉士か不明）	6	33.3%	7	63.6%
看護職	1	5.6%	0	0.0%
その他	1	5.6%	0	0.0%
合計	18	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は虐待を行った従事者の総数（H29:18人、H28:11人）に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 平成29年度中に新たに被虐待事者と判断された11件の事案について、市町により「施設等に対する指導」や「改善計画提出依頼」が行われた事案はそれぞれ10件でした。
- 介護保険法の規定に基づき「報告徴収、質問、立入検査」や「改善勧告」が行われた事案はそれぞれ1件でしたが、「指定の効力停止」や「指定取消」に至った事案はありませんでした。

表14 虐待事案への対応状況（複数回答）

		H29年度		H28年度	
		件数	割合	件数	割合
市町村による 指導等	施設等に対する指導	10	90.9%	11	100.0%
	改善計画提出依頼	10	90.9%	11	100.0%
	従事者等への注意・指導	7	63.6%	11	100.0%
介護保険法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1	9.1%	0	0.0%
	改善勧告	1	9.1%	0	0.0%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0.0%	0	0.0%
	指定取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	1	9.1%	0	0.0%
その他	1	9.1%	0	0.0%	
老人福祉法の 規定に基づく 権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	0	0.0%
	改善命令	0	0.0%	0	0.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	0	0.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

(注) 割合は、虐待件数の総数（H29:11件、H28:11件）に対するもの。